平成２９年（再イ）第２号
秋田市土崎港相染町字沖谷地97番地９
再生債務者　保坂　静夫
１　決議に付する再生計画案　平成29年５月19日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年７月４日
３　再生計画案に対する回答期間　平成29年７月４日まで
平成29年６月13日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第２号
新潟市西蒲区竹野町13番地２
再生債務者　田巻　和彦
１　決議に付する再生計画案　平成29年５月29日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年７月４日
３　再生計画案に対する回答期間　平成29年７月４日まで
平成29年６月13日　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（再イ）第２７号
北九州市小倉北区長浜町２番１―402号
再生債務者　河口　高士
１　決議に付する再生計画案　平成29年６月８日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年７月４日
３　再生計画案に対する回答期間　平成29年７月４日まで
平成29年６月13日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２４年（再イ）第８号
栃木県小山市東間々田１丁目２番７号
再生債務者　中村　安男
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成24年10月２日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成29年６月13日
宇都宮地方裁判所栃木支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第２５号
静岡県富士宮市星山1038番地の４
再生債務者　中野　賢一
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成29年６月12日
静岡地方裁判所富士支部破産係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第４号
埼玉県川越市大字中福607番地10
再生債務者　井上　正樹
１　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年６月29日まで
４　一般異議申述期間　平成29年７月13日から平成29年７月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再ロ）第５号
埼玉県川越市稲荷町10番地10（稲荷町マンション107号室）
再生債務者　加藤　裕
１　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年６月29日まで
４　一般異議申述期間　平成29年７月13日から平成29年７月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再ロ）第１００１７号
東京都福生市大字福生870―６―904
再生債務者　藤田　士郎
１　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年７月10日まで
４　一般異議申述期間　平成29年７月24日から平成29年８月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第５号
京都府八幡市男山笹谷７番地―306―405
再生債務者　川越　弘恵
１　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年７月10日まで
４　一般異議申述期間　平成29年７月18日から平成29年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２９年（再ロ）第２９号
大阪府大阪市生野区桃谷３丁目20番18号
再生債務者　玉岡　仁
１　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年７月10日まで
４　一般異議申述期間　平成29年７月13日から平成29年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第１号
大分市新川町２丁目９番40号（コーポ伊延302）
再生債務者　首藤　慎也
１　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年７月10日まで
４　一般異議申述期間　平成29年７月24日から平成29年８月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第１号
沖縄県名護市宮里７丁目３番48号
再生債務者　岸本　学
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年６月５日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成29年７月10日まで
平成29年６月12日　那覇地方裁判所名護支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第９号
大阪府東大阪市弥生町２番50―310号
再生債務者　門谷　信夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年６月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第１号
盛岡市みたけ５丁目２番38号　ルーナハウスＢ102号
再生債務者　千田　淳一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年６月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月13日
盛岡地方裁判所第２民事部

会社その他の公告

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は株式会社鍋屋治右衛門商店とします。
効力発生日は平成二十九年八月十一日であり、当社の総社員の同意の取得は平成二十九年六月十三日に終了しております。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十九年六月二十一日
神戸市東灘区御影石町二丁目二番六号
合資会社鍋屋商店
代表社員　藤田　治孝

資本金の額の減少公告
当社は資本金の額を五千万円減少し、五千万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十九年八月一日であり、株主総会の決議は平成二十九年六月二十日に終了しております。
この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
平成二十九年六月二十一日
東京都港区赤坂六丁目一五番一一号
株式会社ジェイ・インターナショナル
代表取締役　伊部　裕之

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を十万円減少し八十万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十九年六月二十一日
東京都中央区晴海一丁目八番一〇号
合同会社ＦＲホールディングス
代表社員　杉本　卓嗣